

法人名	※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	事業年度	令和	年	月	日から
			令和	年	月	日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人			
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑳若しくは㉔	①	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②	期末の総従業員数	④
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人			
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	特定内国法人	
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥	特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑨)/同表⑤	⑬ %
差引	⑤-⑥	非課税事業をあわせて行う法人	
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑬/同表⑮) 又は(⑦×別表5の2の2⑬/同表⑯)	⑧	国内における非課税事業に係る期末の従業 者数	⑭
再差引	⑦-⑧	国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	⑮
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩		
課税標準の特例に係る控除額	⑪		
控除額計 ⑥+⑩+⑪	⑫		

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係	法附則第9条第1項関係		
資本金等の額 別表5の2下表3⑭	①⑥	資本金の額 別表5の2下表1⑳	②④
法第72条の21第1項第1号に係る加算	①⑦	法附則第9条第1項に係る額 ②④×②	②⑤
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 仮計	①⑧	法附則第9条第4項から第7項 及び平成28年改正法附則第5条第11項関係	
資本金の額 別表5の2下表1⑳	①⑨	月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑨-⑩)	②⑥
資本準備金の額 仮計	①⑩	課税標準の特例に係る控除割合	②⑦
①⑨と②⑥のいずれか大きい額	①⑪	未収金の帳簿価額	②⑧
		総資産価額	②⑨
		平成28年改正法附則第5条第11項に係る額	③⑩
		課税標準の特例に係る控除額 (③⑩×②⑦)、(③⑩×②⑧/②⑨)又は③⑪	③⑪

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	③②	外国における事務所又は事業所の期末の従業 者数	③⑦
外国の事業に係る控除額 ③②×③⑦/③⑧	③③	期末の総従業員数	③⑧
差引	③②-③③	非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ③④×③⑨/④①	③⑤	国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	③⑨
控除額計 ③③+③⑤	③⑥	国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	④①